

## 第1章 本計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

本県は、伊勢湾及び熊野灘にかけて全国 8 位の長い海岸線を有しています。北勢地域の海岸は人工護岸が大半を占めているものの、鈴鹿川河口部から伊勢市二見浦にかけては、ほぼ連続した砂浜海岸が形成されており、鳥羽・志摩から尾鷲にかけては複雑な地形のリアス式海岸となっています。さらに熊野川河口までは小石と砂からなる海浜が続き、また、伊勢湾口部には答志島等の島々が見られます。

このように変化に富んだ海岸線は身近な自然環境として親しまれていますが、一方で海岸漂着物の堆積や散乱により、本来の美しい姿が損なわれる状況になっています。海岸漂着物は、景観の悪化だけではなく、漁業活動にも影響を及ぼしており、回収・処理に係る費用負担も膨大となっています。

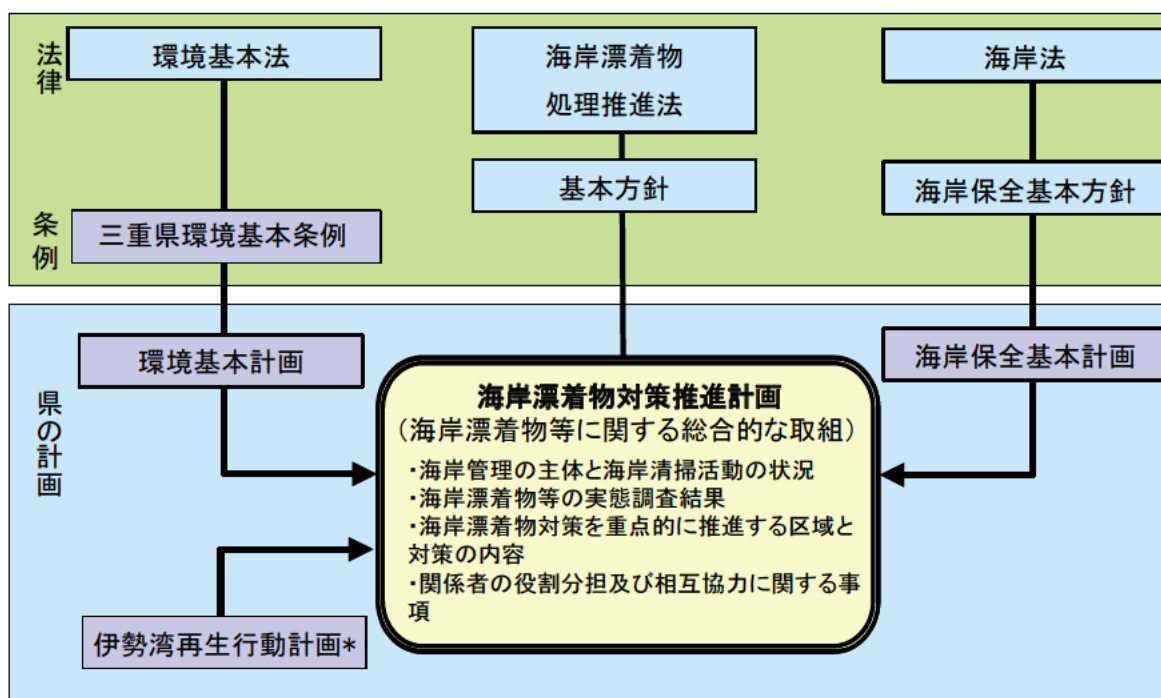
これら海岸漂着物は、自然由来のものを除くと、大部分は私たちの日常生活のごみが海岸に流れ着いたものであり、対策としては、海岸での回収・処理だけでなく、河川の上流から下流のそれぞれの地域での取組が重要です。近年、各家庭でも廃棄物の分別・資源化が行われていますが、海岸漂着物については私たちの生活の場が発生源でありながら、置き去りにされてきた問題と言えるのではないのでしょうか。

この「三重県海岸漂着物対策推進計画」は、環境保全に係わる NPO、漁業協同組合、森林組合等の非営利組織（以下「民間団体等」という。）、海岸・河川管理者、企業、市町などさまざまな立場の方々と構成する協議会において審議されたものであり、本県の美しい海岸を守っていくため、さまざまな主体の協創による相互協力と役割分担のもと、森・川・海のつながりを大切にして、海岸漂着物対策に取り組んでいくために策定したものです。

## 2 海岸の環境保全に関する法的枠組

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年7月15日法律第82号)(以下、海岸漂着物処理推進法という。)」は、海岸における良好な景観及び保全を図るため、海岸漂着物の処理及び発生抑制について基本的な理念等を定めています(図1-1)。

本計画は、海岸の環境保全に関する法律や県条例などの枠組のなかで、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法第14条の規定により、都道府県が作成する地域計画としてとりまとめたものです。



\*伊勢湾再生推進会議(2007年3月策定)

図1-1 海岸の環境保全に関する法的枠組

## 3 三重県海岸漂着物対策推進計画の基本的な考え方

本計画の策定に係る基本的な考え方は次のとおりです。

1. 海岸漂着物等の実態調査結果を踏まえ、回収・処理に関する重点区域を設定し、効果的な対策を推進します。
2. 本県における海岸漂着物の現状を周知するとともに、海洋環境に係る普及啓発や学習をとおして、生活ごみや事業系ごみの投棄防止など、流域圏での発生抑制対策を推進します。
3. 海岸管理者、市町及び民間団体等からの意見を踏まえ、各主体の適切な役割分担と協力による海岸漂着物対策を推進します。

#### 4 三重県海岸漂着物対策推進計画の策定

本計画の策定にあたっては、国、県、市町、海岸管理者、河川管理者のほか、環境保全に係わる民間団体等、企業、港湾管理者など、さまざまな立場の関係者で構成する「海岸漂着物対策推進協議会」を設置して検討を行いました。

また、県内 5 地域（桑名、四日市、津・伊賀、松阪、南勢志摩・東紀州）において「地域ワークショップ」を開催し、多くの環境保全団体、漁業協同組合・森林組合等の方々に参加していただき、海岸漂着物の実態や各団体の取組、課題等をお聞きしました。このほか、市町等との意見調整・協議のため、「関係行政機関連絡調整会議」についても、並行して開催しました（図 1-2、表 1-1）。

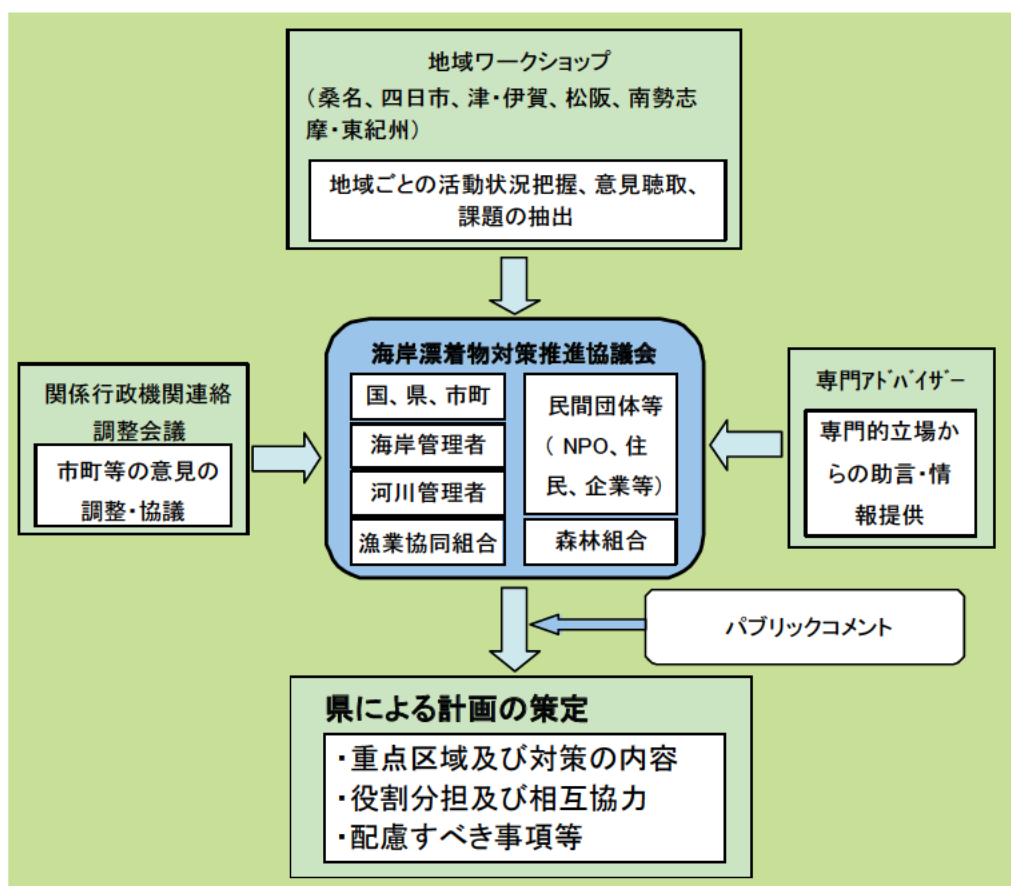


図 1-2 計画策定の体制

表 1-1 計画策定の経緯

会議の種類	平成 22 年								平成 23 年												平成 24 年			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
海岸漂着物対策推進協議会						●		●					●								●	●		●
関係行政機関連絡調整会議				●				●													●			
地域ワークショップ					●				●													●		